

P T A 会則

千葉市立小中台南小学校 P T A

この会則は卒業まで使用しますので、大切に保管してください。

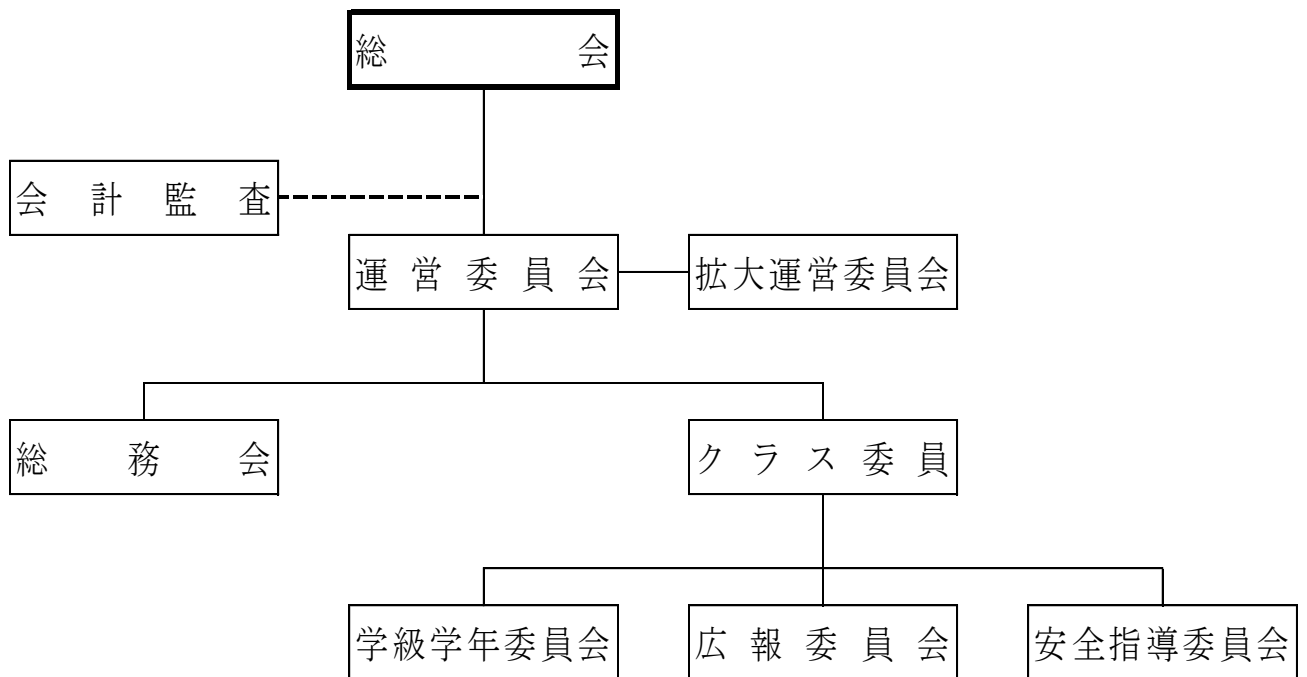
千葉市立小中台南小学校 P T A 会則

- 名 称 この会は千葉市立小中台南小学校 P T A と呼び、事務局を千葉市立小中台南小学校内に置く。
(千葉市稲毛区小仲台 8 丁目 1 5 番 1 号 ☎043-255-1441)
- 会 員
1. この会の会員は千葉市立小中台南小学校児童の保護者と在勤する教職員とする。
 2. 会員は平等の権利と義務を持つ。この会のすべての会議を傍聴し、すべての帳簿類を閲覧し、役員・委員に立候補することができる。
 3. 会員は会費を負担する。
- 目 的 保護者と教職員が協力して、家庭・学校・地域社会における児童の幸福で健全な成長をはかる。
- 方針と活動 この会は教育を本旨とする自主独立の団体で、この会の目的を達成するため次の方針に従って活動する。
1. 会員一人一人の意思を尊重し、民主的に活動する。
 2. 学級・学年及び地区を基礎とする。
 3. 児童の教育環境を充実させる。
 4. 会員相互の連帯と親睦をはかり、社会的教育的な視野を広げ教養を深める。
 5. 特定の宗教や政党を支持せず、また営利を目的とする活動を行わない。
 6. 前例・慣例に縛られることなく、柔軟性のある活動を行う。

一. 組 織

この会を運営していくために、次の機関を置く。

1. 総会（定期総会・臨時総会）
2. 運営委員会及び拡大運営委員会
3. 総務会
4. 学級（学年）委員会・広報委員会・安全指導委員会



◎運営委員会の構成メンバー

- ・全役員（会長、副会長、書記、会計）
- ・各委員会（学級、広報、安全指導）の正、副委員長

◎拡大運営委員会の構成メンバー

- ・全役員、全委員

二. 役員・委員及び会計監査員の選出

組織を運営していく役員・委員及び会計監査員は次の方法で選出し、任期は一年とし、再任をさまたげない。

1. 委員

学級委員	1	名	}	各学級より選出
広報委員	1	名		
安全指導委員	1	名		

2. 役員

この会に次の役員をおく。同一役職の再任は三年を限度とする。

会 長	1	名
副 会 長	若干名	(うち1名は教職員)
書 記	3	名
会 計	2	名

役員は次の方法で選出し、事務処理は運営委員会が担当する。

- 1) 会員の中より役員の内候補者(推薦を含む)を募る。
- 2) 立候補者(推薦を含む)が定数に満たない時は、全委員の中より互選する。
(互選会)

3. 教職員の中より役員・顧問を選出する。

副 会 長	1	名
各委員会顧問	3	名

4. 役員・委員及び会計監査員に欠員が生じた場合、補充することができる。

5. 会計監査員を運営委員会が一般会員の中から2名選出する。

三. 役員

- 会 長 1. この会を代表し、運営について責任を負い、会務を処理する。
2. 総会・運営委員会及び総務会を招集する。
3. この会の財産を管理する。
- 副会長 1. 会長を補佐し、会長不在の折りには会長の代行をする。
- 書 記 1. 運営委員会における議事と会の活動を記録し、会員に知らせる。
2. 記録・通信その他書類を保管し、会員が閲覧できるよう管理する。
3. この会の庶務を兼任する。
4. 役員として会務を助ける。
- 会 計 1. 総会が決定した予算に基づいて一切の会計事務を担当する。
2. 総会で会計報告を行う。
3. 役員として会務を助ける。

四. 総 会

1. 総会はこの会を運営するための最高の議決機関である。
2. 全会員によって構成される。
3. 総会は全会員の2/3以上の出席によって成立する。(委任状を含む)
4. 総会の議事は出席者の過半数によって決定する。ただし、可否同数だった場合は議長がこれを決定する。
5. 定期総会は年度初めに開く。
6. 総会は次のことを行う。
 - 1) 前年度の活動報告と会計報告
 - 2) 本年度の事業計画と予算の検討と決議

- 3) 選出された役員及び会計監査員の承認
- 4) 会則の改正
- 5) その他重要事項の審議
7. 臨時総会は全会員の1 / 5以上の要求のある場合または運営委員会で必要と認める場合を開く。
8. 総会通知ならびに議案書は、総会の5日前までに内容を全会員に通知する。
9. 総会の議長は、総会出席者の中から選ぶ。ただし、役員と会計監査員及びその候補者と運営委員が議長になることはできない。
10. 総会の形式は、対面または書面とする。書面総会の場合、議決権の行使は議案に対する賛否を記載できる議決権行使書により行う。会員数の2 / 3以上の議決権行使書の提出があった場合には総会は有効なものとし、議事はその過半数で決定する。

五. 運 営 委 員 会

1. 運営委員会はこの会の運営と活動に責任を持つ最高執行機関である。
2. 構成員は、全役員、学級・広報・安全指導各委員会の正副委員長とする。
3. 総会で決議された事項の具体化を図り、学級活動・地区活動・委員会活動の連絡と調整を行う。
4. 各委員会より提起された問題を審議する。
5. 決算と活動報告、次年度の役員及び会計監査員案、予算案、事業計画案を作成し、総会に提出する。
6. 必要あると認める時は特別委員会を設け、正副委員長は運営委員会に出席する。
7. その他、会員から委任された事務を処理する。
8. 原則として毎月1回開催することとし、運営委員の1 / 3以上から要求があった場合には臨時に開催する。
9. 運営委員会は構成員の2 / 3以上の出席をもって成立し、議事は過半数によって決定する。
10. 必要ある場合は全役員及び全委員による拡大運営委員会とすることもできる。

六. 総務会

1. 運営委員会を円滑に行うための話し合いをもつ。
2. 構成員は全役員とする。
3. 総務に関する事務処理を行う。
4. 会長は会員からおたすけ隊募集の要請があった場合には、総務会でその活動内容を検討し、募集することができる。

七. 委員会

学級（学年）委員会

1. 各学級からの意見や要望を運営委員会や他の委員会に申し入れる。また、運営委員会や他の委員会の決定事項を各学級に伝える。
2. 各学級からの意見や要望に応じて必要な活動を行う。
3. 学年ごとに学年委員長を互選する。
4. 学級委員は学級の他の委員の協力を得て、学級P T A・学年P T Aを運営する。
5. 学校内の環境整備に関する事柄や助成活動を行う。

広報委員会

1. 会員相互の連帯と親睦を深めるための広報活動を行う。

安全指導委員会

1. 児童が校外活動を安全に楽しく過ごせるように活動する。
2. 本会の目的を遂行するための助成活動、及び地域に関する活動を行う。

※各委員会は原則として月1回の委員会を開き、正副委員長を互選する。

八. 会 計 監 査

1. 会の会計を監査し、総会にその結果を報告する。
2. 必要に応じて、随時臨時監査を行うことができる。

九. 稲毛区P連役員他

稲毛区PTA連合協議会の役員、理事、代議員については、随時運営委員会で決定する。

十. 改 正

本会則は、総会において出席者の2/3以上の同意により改正することができる。

十一. 附 則

1. 本会則は、昭和52年 4月 1日より実施。
昭和59年 2月18日改定、実施。
昭和63年 1月30日改定。
昭和63年 4月 1日より実施。
平成 5年 4月24日「校内委員会」を「文化委員会」に改称。
平成 5年 4月24日新たに「九」を付加。
平成 8年 1月26日改定、実施。
平成20年 4月24日改定、実施。
平成25年 4月26日改定、実施。
平成27年 4月24日改定、実施。
令和 2年 8月 4日改定、実施。

2. 委員会は拡大または縮小することができる。新たに委員会をおく時は1年間の基礎活動を経て発足させる。
3. 本会則については、毎年充分に審議することができる。

十二. 細 則

- | | |
|-----|---|
| 会 費 | <ol style="list-style-type: none">1. 会費の額は、年度ごとに総会で決定する。2. 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。 |
| 慶弔費 | <ol style="list-style-type: none">1. 別に内規を運営委員会で定める。 |

慶 弔 内 規

慶 事

教職員の結婚・出産の場合は祝電などとする。

弔 慰

1. 死亡 会員及び児童の場合は、10,000円とする。
教職員の配偶者・子ども及び両親の場合は、3,000円程度の香典などとする。
2. 見舞 教職員及び児童が傷病により1カ月程度欠勤・欠席した場合は、5,000円または、見舞品とする。
ただし、災害（火災その他）を受けた会員については役員で審議する。

転入・転出・退職

教職員の転入・転出・退職に際しては、花束などを贈る。

附 則

1. この規定による本会からの贈与に対する返礼は一切受けないものとする。
2. この規定については各学級では金品の徴収をしないものとする。
3. この規定の運用資金は一般PTA会費の予算でまかなうことを原則とする。
4. この規定以外の事項が生じた場合は、役員で審議する。
5. この規定は運営委員会の決定で改正することができる。
6. この規定は昭和59年 1月24日より実施する。
 - 平成 2年 3月 1日一部改正、実施。
 - 平成 4年 2月慶弔内規一部改正、実施。
 - 平成 8年 2月慶弔内規一部改正、実施。
 - 平成17年 4月慶弔内規一部改正、実施。